

総合型地域スポーツクラブ 登録・認証制度について

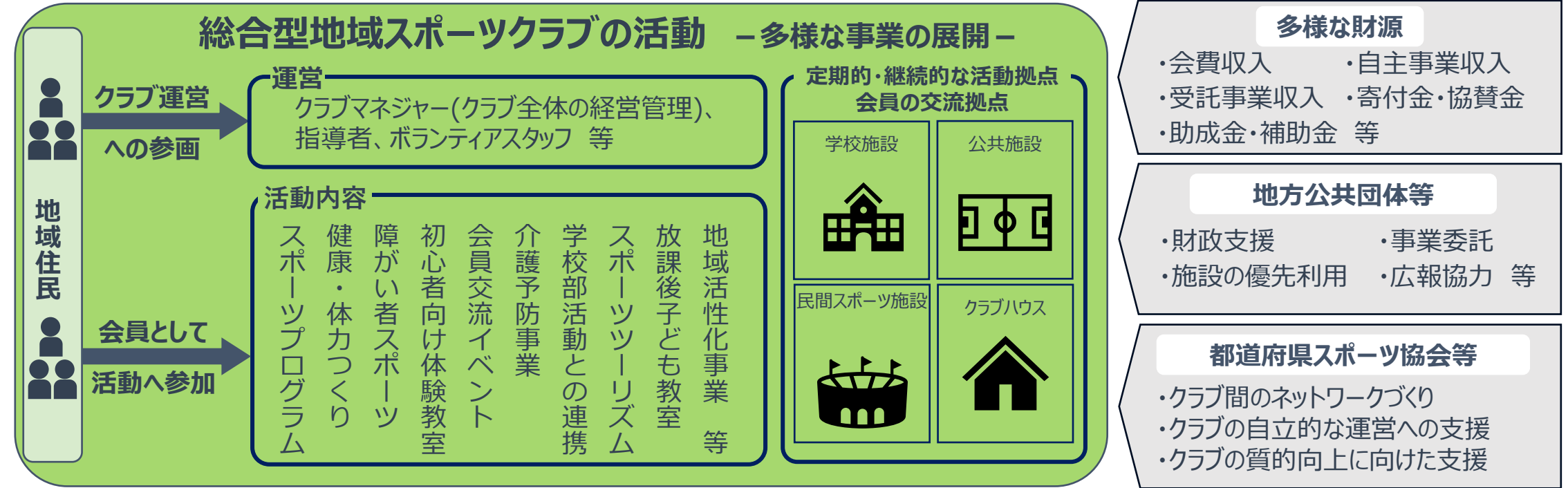
令和6年10月25日版

公益財団法人日本スポーツ協会
地域スポーツ推進部 クラブ育成課

総合型地域スポーツクラブとは

概要：多世代(子どもから高齢者まで)、多種目(様々なスポーツを愛好する人々が)、多志向(それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる)という形態により、行政でもなく、民間企業でもなく、地域住民によって、自発的・主体的に運営されているスポーツクラブ。

総合型地域スポーツクラブの活動 – 多様な事業の展開 –



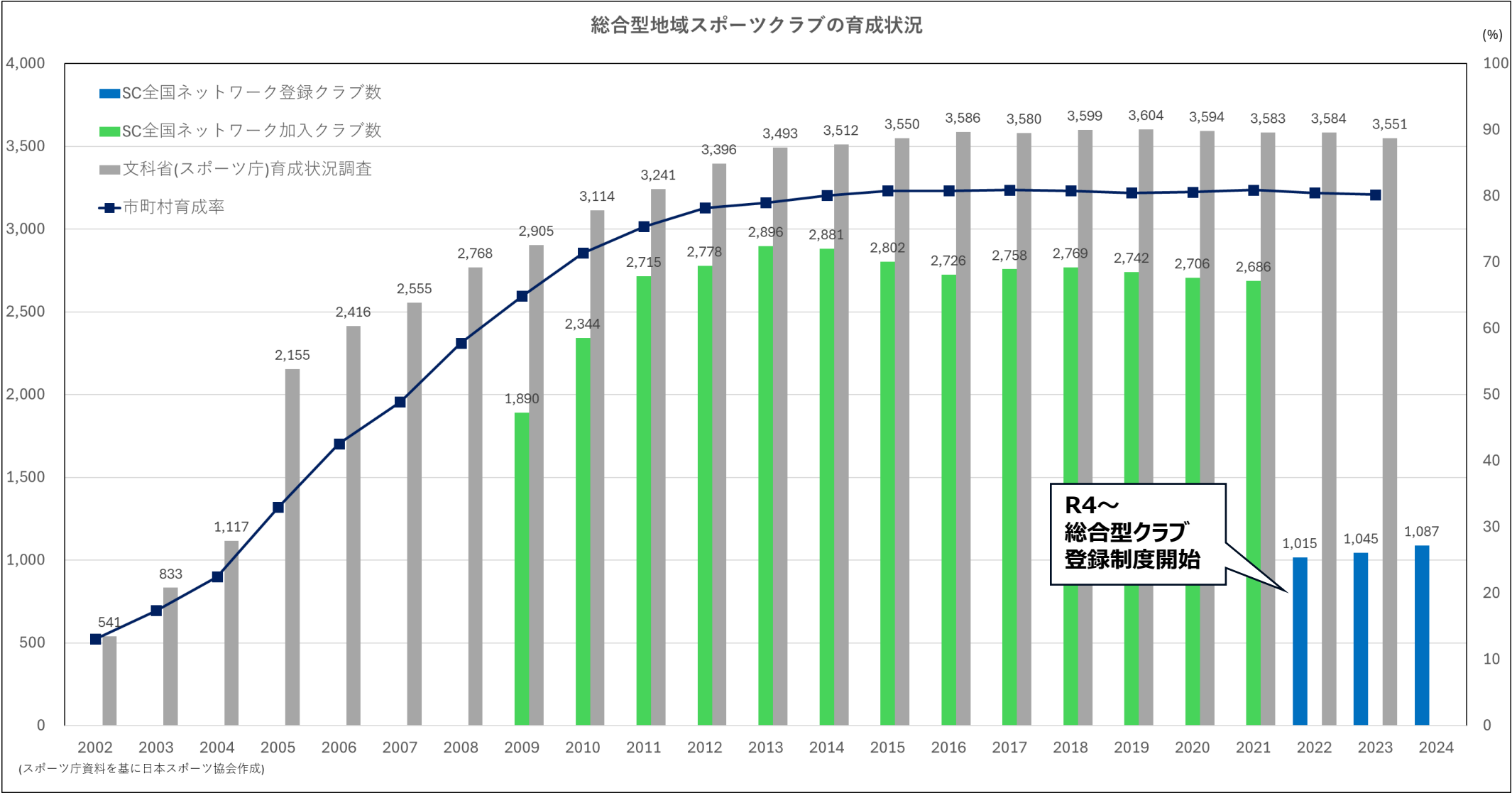
スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

第二十一条 **国及び地方公共団体**は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、**住民が主体的に運営するスポーツ団体**（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第3期スポーツ基本計画

第3章(10)②地域のスポーツ環境の構築（P61）
ウ **国、JSPO及び地方公共団体**は、中間支援組織が取り組む**総合型クラブ**の自立的な運営を含む質的充実や地域課題の解決に向けた取組を支援する。
エ **国及びJSPO**は、総合型クラブの**登録・認証制度**を 47 都道府県で運用開始し、当該制度を通じて、総合型クラブの質的な向上を図るとともに、**総合型クラブと地方公共団体等との連携**による地域課題の解決に向けた取組を促進する。

総合型地域スポーツクラブ育成状況推移



◆ 総合型クラブに期待される役割

地域コミュニティの核として以下の公益的な取組を行うことで、地域住民からのニーズに応えていくことが期待される。

- ◎ **地域スポーツ環境を充実させること**
- ◎ **スポーツを通じて地域課題を解決すること**

◆ 総合型クラブの活動による地域への効果

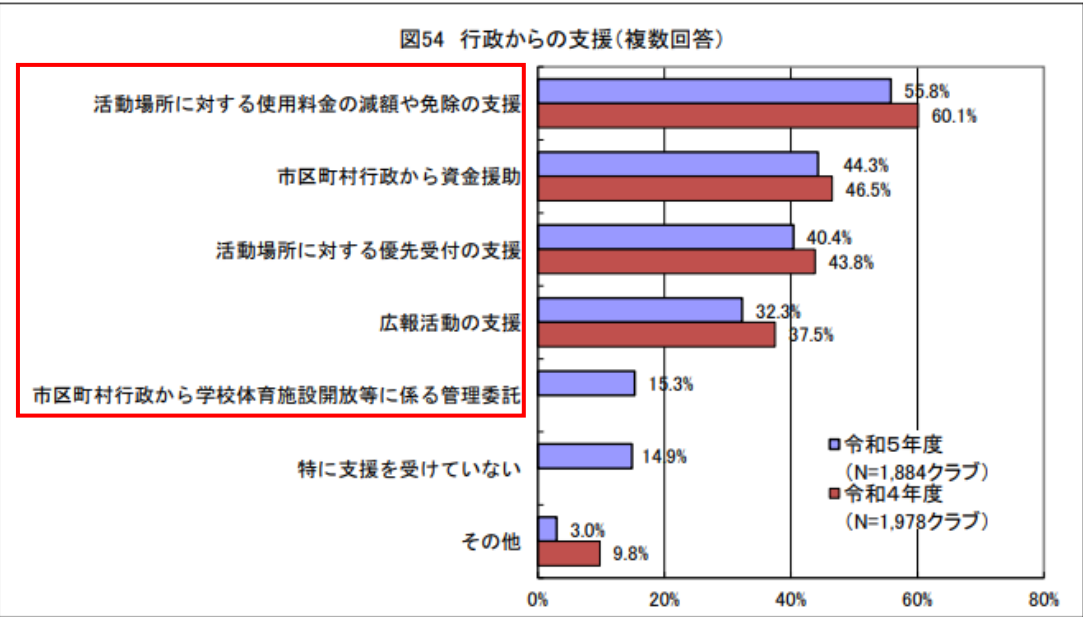
- ◎ 地域住民のスポーツ参加機会増加
- ◎ 子どもたちが明るく活発に
- ◎ 地域住民の交流が活性化
- ◎ 地域住民の健康増進
- ◎ 元気な高齢者の増加
- 等

**総合型クラブと行政がお互いに連携・協働することで、
総合型クラブが期待される役割を発揮し、地域へ様々な効果をもたらす**



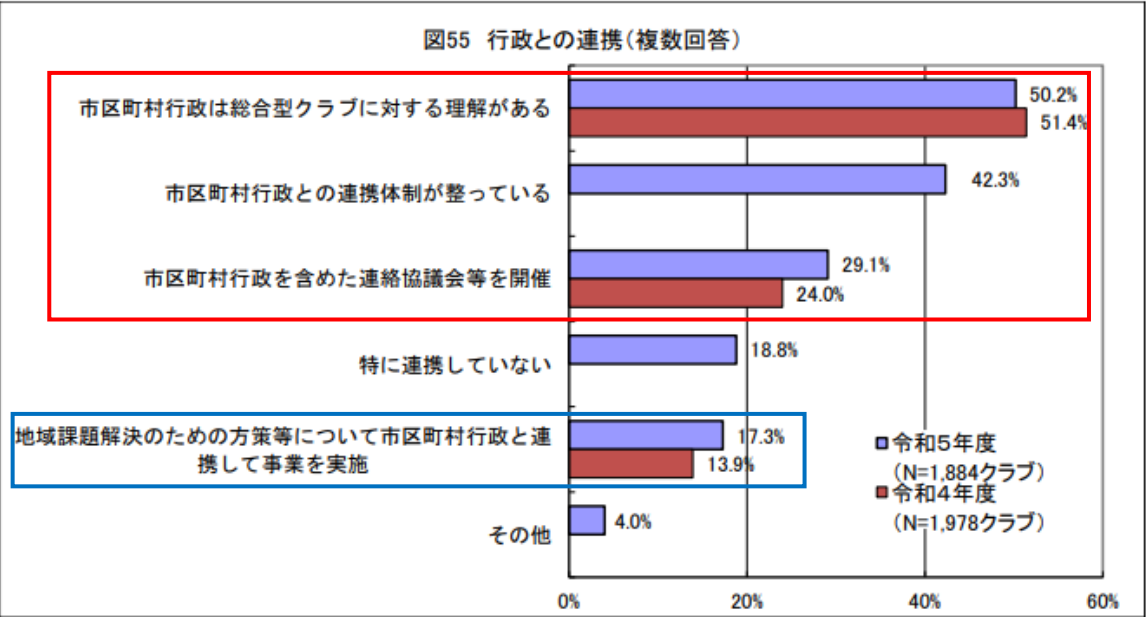
<R5年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果より（スポーツ庁実施）>

⇒ https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/detail/1379861.htm



◆行政からの支援

- 行政から総合型クラブに対して幅広い財政支援や、運営に対する支援が行われている
- 施設使用料の減免や補助金等の財政支援は、総合型クラブの持続的・安定的な運営に重要
- 財政支援が困難でも、優先受付や広報活動への支援など、行政からの様々な支援は総合型クラブの活動の充実・発展に寄与



◆行政との連携

- 総合型クラブに対する行政の理解や、総合型クラブと行政の連携体制の整備は、一定程度進んでいる
- 一方で、行政と連携した地域課題解決のための事業実施は、限られた割合となっている

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の背景

<制度整備の背景>

◆第2期スポーツ基本計画に基づき制度を整備

- ◎登録・認証制度の整備により以下を目指す
 - 総合型クラブの自立的・永続的な運営を促進
 - 地域に根差したクラブとしての定着
 - 地域課題解決に向けた取り組みの推進
 - より公益性の高い「社会的な仕組み」としての確立

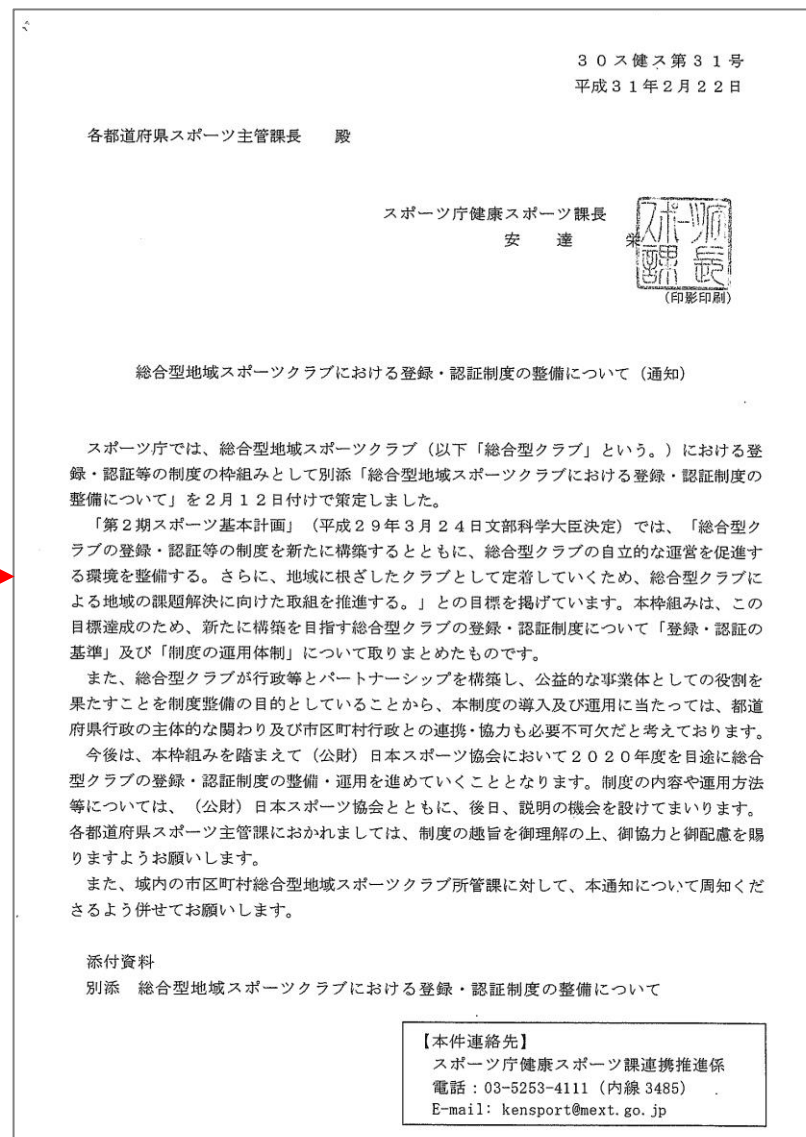
◆本制度を通じ、総合型クラブが行政等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たすことを目的とする

- ◎そのために必要不可欠なこと
 - 都道府県行政の主体的な関わり
 - 市区町村行政との連携・協力

➡上記の背景を踏まえ、スポーツ庁より都道府県行政に通知を発信

<平成31年2月22日通知文書>

スポーツ庁健康スポーツ課発信 ⇒ 各都道府県スポーツ主管課宛
「総合型地域スポーツクラブにおける登録・認証制度の整備について(通知)」
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/bunkabukai002/attach/1413679.htm



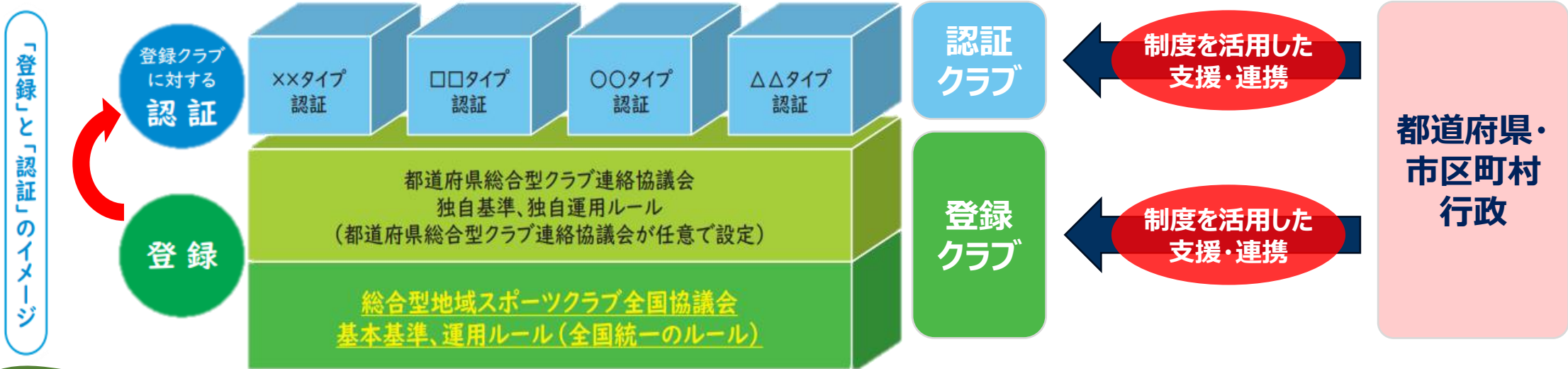
総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度とは？

<「登録」と「認証」>

- ➡日本スポーツ協会の組織内組織である総合型地域スポーツクラブ全国協議会(SC全国ネットワーク)が統括し、都道府県行政、都道府県スポーツ協会、都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、と共に、登録・認証制度という一つの共通理解を基に役割分担した上で運用する制度。
- ➡全国的な総合型クラブの質的充実や質的向上を目的とした「登録」と、登録クラブがその特徴を活かし、更なる発展や成長を目指すことを目的とした「認証」という二階建ての制度構造により、地域スポーツ環境の整備・発展に寄与することを目指す。

R7年度～
開始予定

認証： 地域課題の解決や、地域スポーツ環境の発展に繋がるタイプ認証を用意し、タイプ別の認証基準を具備していると認められる登録クラブを認証する制度。登録クラブが自らの希望により申請するもので、複数タイプの認証も可。



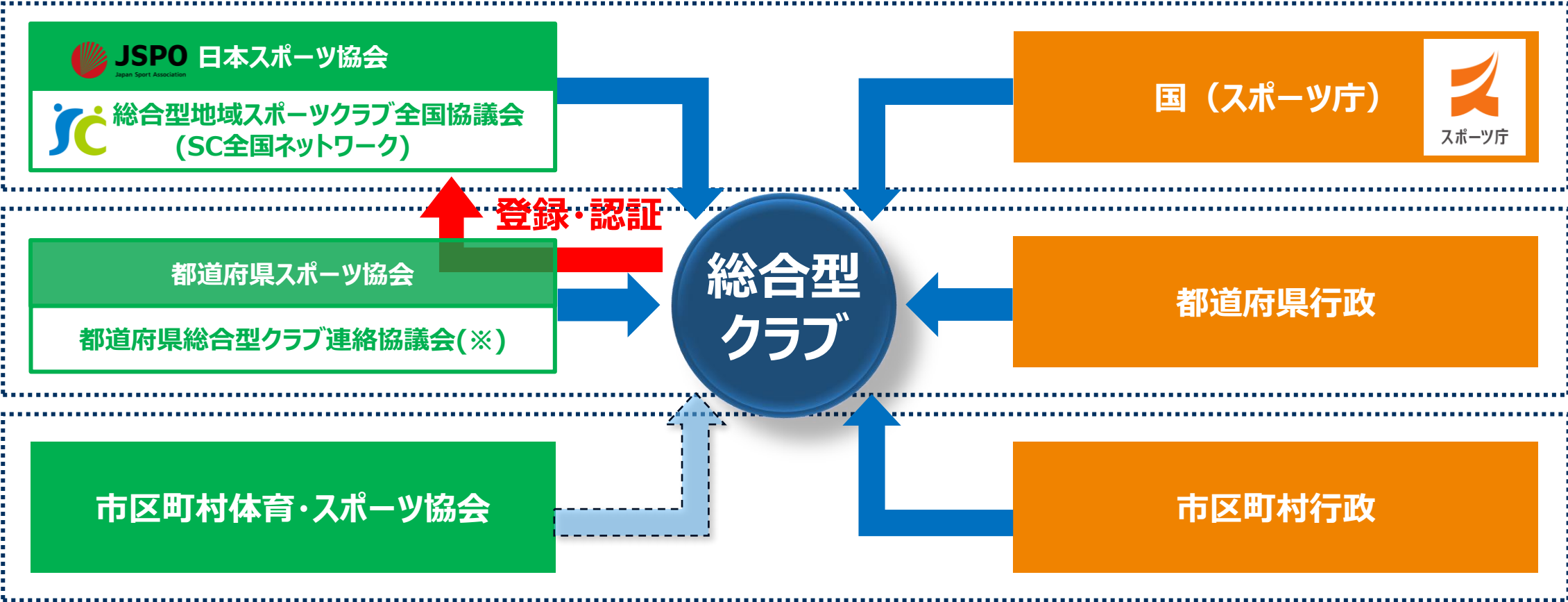
R4年度～
運用中

登録： 登録基準を具備していると認められる総合型クラブを、登録クラブとして認定する制度

参考：総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度概要リーフレット ➡ <https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabuikusei/tourokuninnsyouseido/leaflet/leaflet.pdf>

総合型地域スポーツクラブを取り巻くステークホルダー

← : 支援 □ : 連携



※都道府県総合型クラブ連絡協議会は、主に都道府県内における登録クラブにより構成された協議会。
事務局機能は都道府県スポーツ協会や広域スポーツセンターが担っている。都道府県内の総合型クラブに対する施策検討や実施、登録制度における審査委員会の設置等を行っている。

<登録制度について>

- ◆登録基準 (<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabuikusei/tourokuninnsyouseido/leaflet/leaflet.pdf>)
- ◎ 下表のとおり、活動実態や運営形態、ガバナンスに関する基準を満たした総合型クラブを「登録クラブ」として認定。
 - ◎ 公益的な事業体としての役割を果たしていくための要件を基準としているため、**行政の事業委託先や、公的支援の対象条件等に、『登録制度』や『登録クラブ』の活用を是非ご検討ください。**

分類	個別基準
(1)活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。
	②多世代（複数世代）を対象としている。
	③適切なスポーツ指導者を配置している。(※)
	④安全管理体制を整備している。
(2)運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。
(3)ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。

※当面の間は移行措置期間として、本基準が満たされないことを理由として、登録を不可とすることはしない。

- ◆登録クラブ一覧【令和6年度登録クラブ数：1,087クラブ】
- 日本スポーツ協会HP：<https://www.japan-sports.or.jp/local/tabid1095.html>

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度とは？

<認証制度について>

◆タイプ別認証の種類

運用開始に向け、以下の3つのタイプを検討中。将来的には、全国的な地域課題解決や、地域スポーツ環境の発展に必要なタイプ別認証の種類を増やしていく予定。

部活動・学校連携タイプ

※令和7年度から運用開始予定

学校運動部活動の地域クラブ活動移行の運営団体を担う資質を持った登録クラブを認証し、子どもたちの地域スポーツ環境の整備を促進する認証タイプ。

介護予防タイプ

(検討中)

介護予防を目的とした活動を実施する登録クラブを認証し、地域住民に対するスポーツを通じた健康づくりや健康増進、介護予防の発展・拡大を促進する認証タイプ。

障がい者のスポーツ推進タイプ

(検討中)

障がい者のスポーツ環境の充実に取り組む登録クラブを認証し、障がい者がスポーツを行う場の提供や、スポーツを楽しめる環境の整備を促進する認証タイプ。

◆認証制度の活用

- ◎ 申請対象は、**法人格を有している登録クラブ**であることを前提条件とする予定。
- ◎ 各タイプ分野の事業や活動の実施に必要な、**組織としての資質**を確認する基準を設定する予定。
 - (例) 安全安心な／持続可能な運営・活動を行うための仕組みや体制が整理/計画されているか
 - (例) 活動・取組に必要な専門知識／技能を持つ人員配置やリスク対策等を講じているか 等

⇒『認証クラブ』は、認証されたタイプ分野の事業や活動に関する一定水準をクリアしていることから、各行政における重点課題の解決や改善に向けた有効なパートナーとなり得るため、**認証タイプ分野の事業委託先や公的支援の対象条件等に、『認証制度』や『認証クラブ』の活用を是非ご検討ください。**

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度とは？

<登録・認証制度がもたらす効果>

◆行政への効果

◎連携先としての安心感・信頼感の醸成

- ➡ 総合型クラブと連携・協力関係を構築していく際に、登録・認証制度が信用性の基準として活用できる。

(例) 支援対象の選定における活用(補助金・施設利用料減免 等)
⇒ 認証クラブ > 登録クラブ > 未登録クラブ など

(例) 事業委託先条件への活用(信頼性の担保)
⇒『登録クラブ』や『認証クラブ』を委託先の条件に。

◎効率的な地域課題の解決の促進

- ➡ 登録クラブや認証クラブに対して支援や事業委託を行うことにより、役割分担しながら地域課題の解決を促進しやすくなる。

(例) 総合型クラブ：事業の実行 ➡ 行政：効果の検証

◆地域住民への効果

◎スポーツを通じた地域課題の解決の促進

- ➡ 登録・認証制度を通じて、政策と連携した事業展開や、質の高いスポーツ活動への参加機会が増加することで、様々な地域課題の解決が促進される。

(例) 中学生の地域スポーツ環境の整備、要介護率の低下、健康寿命の延伸、地域コミュニティの活性化、障がい者のスポーツ参加率増加、



<行政>

令和4年度の制度運用開始から徐々に制度の普及や理解浸透が進み、行政支援における本格的な登録制度の活用について既に行政とスポーツ協会で協議が進んでいる都道府県もあるため、今後徐々に登録制度を活用した支援が創出されていくことが予想される。

◎ 事業委託先の条件としての活用(例)

◆ 秋田県

➡ 『子どものスポーツ体験教室委託事業募集要領』における委託先の項目に、『県内の総合型地域スポーツクラブ全国協議会予備登録認定クラブ』と記載あり（リンク内P.2参照：[東北ブロッククラブネットワークアクション2023 | 秋田県スポーツ協会発表資料](#)）

令和5年度 子どものスポーツ体験教室委託事業募集要領

秋田県観光文化スポーツ部 スポーツ振興課

この募集要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する令和5年度 子どものスポーツ体験教室委託事業（以下「本事業」という。）に係る委託先の選定に必要事項を定めるものです。

- 1 委託内容
- (1) 業務名

令和5年度 子どものスポーツ体験教室委託事業
- (2) 業務内容等

<資料1> 委託事業仕様書のとおり
- (3) 委託期間

<資料1> 委託事業仕様書のとおり
- (4) 委託額の上限

500,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 対象経費

別記のとおり

- 2 委託先
- 県内の総合型地域スポーツクラブ全国協議会予備登録認定クラブ

◎ HP・リーフレット等による登録クラブの紹介(例)

◆ 東京都

➡ [総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度 | スポーツTOKYOインフォメーション](#)



スポーツTOKYOインフォメーション
Sports TOKYO Information

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度

2024年10月01日

「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」とは

総合型地域スポーツクラブ（※）（以下「総合型クラブ」という。）は、地域コミュニティの核として、地域スポーツ振興の充実やスポーツを通じた地域課題解決などの公益的な取組を通じて、地域住民が公平に利用される役割を果たしていくことを期待されています。

このため、総合型クラブが地方自治体等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくための方策として、活動実績や運営形態、ガバナンス等に賛同する登録賛成者、賛成を具備していると認められる総合型クラブを、登録クラブとして認定する「登録・認証制度」を、スポーツ庁の枠組みに基づき、（公財）日本スポーツ協会が整備した制度となります。

制度の詳細については、[（公財）日本スポーツ協会のホームページ（外部サイトリンク）](#)をご覧ください。

※ 子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多様性）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多国籍）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

なお、都では、単一種目のスポーツクラブであっても、多世代層の要素が備わっていれば、総合型クラブの理念は満たしていると考え、施策上「地域スポーツクラブ」との名称を用いています。



総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度及び登録クラブのご案内（令和6年度版）

本制度の概要と、登録クラブの紹介をまとめたリーフレットです。制度や登録クラブについて知りたい方、登録クラブの活用をご検討の方はぜひご覧ください。

PDFは、以下の画像からダウンロードできます。

【A3サイズ 縦版】
【A4サイズ 横版】

「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」の登録申請について

「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」の登録申請については、[（公財）日本スポーツ協会のホームページ（外部サイトリンク）](#)をご覧ください。

登録クラブ一覧

登録クラブの一覧です。

【登録有効期間】：令和7（2025）年3月31日まで

No.	区市町村名	地域スポーツクラブ名
1	中央区	緑地団地中央区地域スポーツクラブ大正戸島
2	港区	港区総合型地域スポーツ・文化クラブ大塚本（スポーツから大塚本）
3	新宿区	新宿チャレンジスポーツ文化クラブ
4	豊田県	NPO法人スポーツ・アーツあすな
5	江東区	東横・本郷地域スポーツクラブ

<都道府県スポーツ協会／都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会>

◎ 補助金の給付対象条件としての活用(例)

◆ 宮城県スポーツ協会

➡ 登録クラブに対し一律5万円の補助金を給付
([総合型地域スポーツクラブ活動補助事業補助金交付要綱](#))

総合型地域スポーツクラブ活動補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 公益財団法人宮城県スポーツ協会（以下「本会」という。）は、総合型地域スポーツクラブの持続可能なクラブ運営の充実を図るため、予算の範囲内において、登録クラブ（以下「補助事業者」という。）に対して総合型地域スポーツクラブ活動補助事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に係る手続き等に関する基本事項は、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象等)

第2 補助金の交付対象となる事業、補助対象経費及び補助額等は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3 補助金の交付を申請しようとする者は、宮城県スポーツ協会会長（以下「会長」という。）が別に定める期日まで、補助金交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書
- ③ その他参考となる資料

(交付の決定)

第4 会長は、補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 会長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

◆ 福井県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会

➡ 総合型クラブ機能強化支援事業の実施
(行政の補助金を財源とした、登録クラブ限定の補助事業)
([日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ公式メールマガジン第176号.PDF \(japan-sports.or.jp\)](#))



日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ公式メールマガジン

クラブの認知度向上、新規獲得のための活動を支援

取り組み2

総合型クラブ機能強化支援事業

本事業は登録・認証制度の登録クラブを対象にした補助事業となっており、クラブの認知度向上や新規会員獲得のための活動を支援しています。令和4(2022)年度から始まった補助事業だったため、当時は登録・認証制度の施行開始と重なり、令和3(2021)年度からこの計画が進んでおり、次年度に備えて、本県からの登録クラブ数を増やすというねらいと、登録したクラブと登録しないクラブが県から同じ待遇を受けられるという事態を避けるため(登録メリットの創出のため)、対象とするクラブは登録クラブに限定しました。

財源は県の補助金です。福井県スポーツ推進計画(令和3-6年)の中に総合型クラブの会員数が指標として組み込まれており、会員数の増加について県内の27クラブ(令和2年時点)にヒアリングをしたところ、「認知度の向上」が最も多い意見となったため、クラブが行う認知度向上や新規会員を募るイベントなどを補助する事業が令和4(2022)年度より開始されました。

令和6(2024)年度現在では認知度向上・新規会員獲得のほか、「中学生年代を対象にした事業」も補助対象として認められています。

クラブごとに計画を進めるのでさまざまな例があり、多くの場合は次のパターンが挙げられます。

- (1) クラブ独自のイベント(体験会やスポーツ大会など)に地域住民をはじめとする一般の参加を促し、のぼり旗や横断幕、チラシの配布などでクラブの広報活動を行う。
- (2) 商業施設やスポーツ施設など、多くの年齢層が利用する施設でスポーツ体験ブースを設置し、スポーツ体験を通してクラブ活動の紹介を行う。また、のぼり旗やチラシの配布などでクラブの広報活動を行う。

また、令和4(2022)年は、県内の25クラブ中、11クラブが補助事業を活用しました。令和5(2023)年は実施方法を変更しており、ブロック別(県協議会にて5ブロックに編成している)で実施し、5ブロック中4ブロックが活用しました。今年度は、令和4(2022)年度と同じくクラブ単位を補助することとしています。

補助金はクラブの取り組みを確認したのち、精算払いで対応しています。支出科目は、報償費・旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費・保険料・使用料および賃借料・手数料となっています。

<行政・スポーツ協会以外の団体>

◆独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）

➡スポーツ振興くじ助成の『総合型地域スポーツクラブ活動助成』における交付対象要件において、『登録クラブとしての認定を受けていること』が交付対象要件の一つとなっている（下記リンク内P.91参照）
(https://www.jpnsport.go.jp/sinko/Portals/0/sinko/sinko/R06boshu/r06sougou_tebiki.pdf)

◆ 総合型地域スポーツクラブ自立支援事業、総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業、総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業及び総合型地域スポーツクラブマネジャー設置事業における助成の対象となる総合型クラブは、次に掲げる要件を満たした非営利のスポーツ団体とします。

なお、団体名称に「総合型地域スポーツクラブ」が含まれている必要はありません。

- 地域住民が自主的・主体的に総合型クラブを運営し、スポーツ活動の拠点となるスポーツ施設等を有している（又は総合型クラブにおいて定めている）こと。
- 複数の運動・スポーツ活動種目が用意され、子どもから高齢者まで、初心者から熟練した技術・技能を持った競技者まで、地域の誰もが年齢、趣味、関心等に応じて年間を通じて定期的、継続的にスポーツ教室等の運動・スポーツ活動が行える総合型クラブであること。また、活動の実施に必要なスポーツ指導者が確保されていること。
- J S P Oが運用する総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度（以下「登録・認証制度」という。）において、令和6年度の登録クラブとしての認定を受けていること。

ただし、令和5年度に創設事業又は創設支援事業を受けている団体については、この限りではありません。

※ 登録クラブとしての認定状況については、J S CからJ S P Oに対して、確認を行います。

◆公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団

➡ジュニアスポーツ振興助成事業<中学校部活動の地域移行(連携)推進助成>における応募資格において、総合型クラブが申請する場合は『登録クラブであること』が条件の一つとなっている（下記リンク内P.1参照）
(https://www.yonexsports-f.or.jp/upload/news/grant_junior_high_club_activities.pdf)

4、応募資格：申請「主団体」は、助成団体の要件に加え下記条件を満たす団体(事業)とする。

- 1) 中学校が運営する部活動から、学校以外の地域団体が運営する地域クラブ活動として、地域連携にて推進する事業実績のある事業とする。
- 2) 中学校並びに地方公共団体等と連携し事業を実施している団体で、連携する全ての中学校並びに地方公共団体等の確認書他、当財団が指定する書類を添付し提出すること。
- 3) 地域クラブ活動として、中学校部活動移行(連携)への推進および振興への寄与を目的とする内容の事業とし、3ヵ年計画を提出すること。また、審査に際し、追加資料の提出を求める場合がある。
- 4) 2年目以降については、財団の指定書式にて前年度の事業報告書・収支決算書並びに新年度の事業計画書・収支予算書他必要書類を4月10日までに提出すること。
- 5) 総合型地域スポーツクラブが申請する場合は、(公財)日本スポーツ協会に登録している団体を基本とする。
- 6) 申請団体は、運営するにあたり、(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者または部活動指導員として認められている者を有すること。また、代表する指導者の資格保有を確認できる書類(コピー等)を提出すること。
- 7) 助成金交付された団体は、モデルクラブとして事業の成果を他団体に公表することに承諾し、事業に関する調査・研究に協力できる団体であること。

※ 地方公共団体等：都道府県および区市町村・教育委員会・スポーツ協会/体育協会（競技団体を除く）